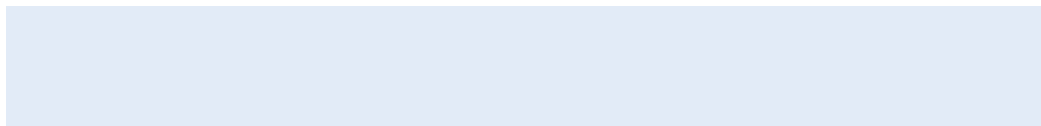
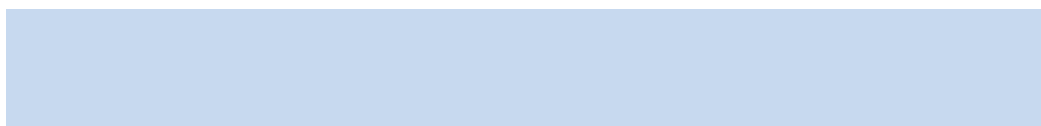
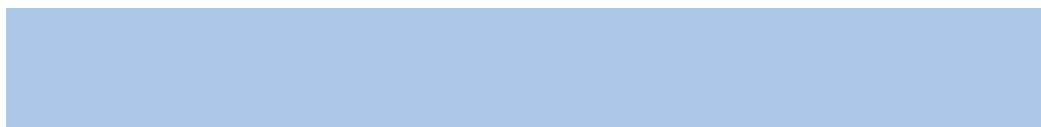


基本目標

計画を推進していくために

基本的な施策

- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 互いに尊重しあえる意識の醸成
- 行財政改革の推進

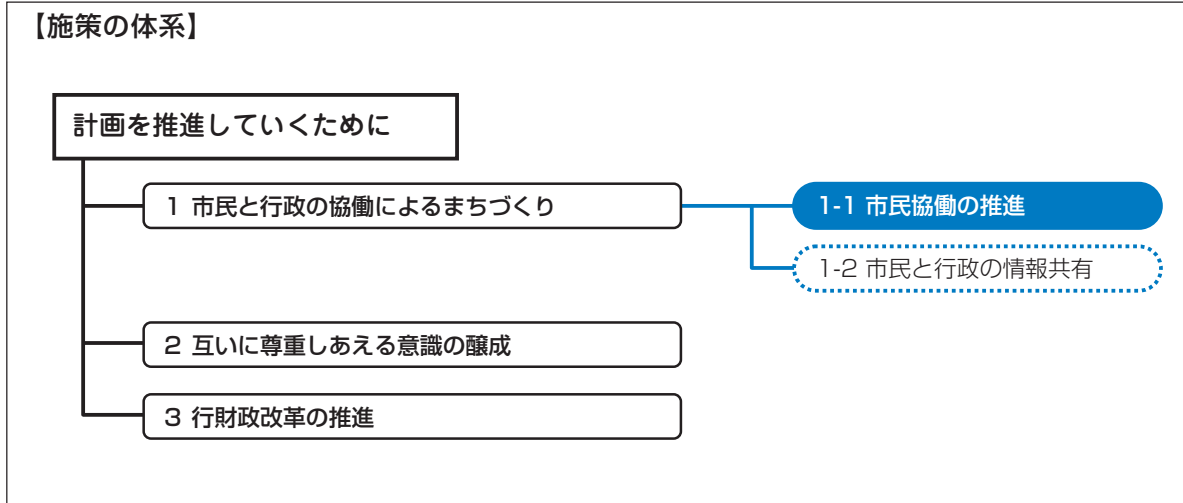


基本的な施策

市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業

市民協働の推進



今日の地域社会においては、都市化の進展などによって市民ニーズの多様化、高度化が進んでいます。公平・平等のサービス提供を旨とする行政の役割や活動領域にはおのずと限界があるなかで、高齢者の援護、児童・青少年の健全育成、防災、防犯などへの対応は、市民自身の、各地域の実情にあった主体的な行動が何より大切になってきています。

本市では、市民が主体的にそうした課題に向き合っていけるようなきっかけづくりや、地域の団体が課題解決に向け連携できるような仕組みづくりを協働*のまちづくりの基本に位置付けました。今後も、市民活動団体を中心とした広義のNPO*、企業なども含めた地域ぐるみの連携と、行政との適切な役割分担と心の通い合った関係に基づき、協働のまちづくりによる公共・公益の実現をめざします。

また、現在、国において検討が進められている、自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方、自治体の自由度の拡大などについて、その動向を見据え、東久留米市における自治基本条例*（仮称）などの検討を進めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
協働の指針	平成19年4月から

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域改革への対応	自治基本条例（仮称）などの調査・検討・制定				

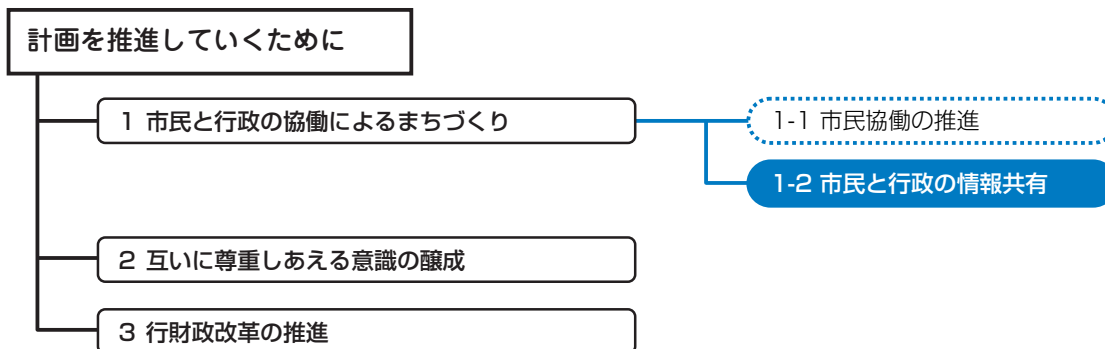
基本的な施策

市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業

市民と行政の情報共有

【施策の体系】



市民が市政に主体的に参加でき、「みんなが主役のまちづくり」を実現するうえで、行政は、市民による自治を支援する役割、情報提供・開示、説明責任を担っており、より一層の行政の透明性の確保を図ることで、市民と行政の情報の共有化を進める必要があります。情報公開制度^{*}の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できるような体制づくりとともに、広報ひがしくめや市のホームページなどを活用して、市民にわかりやすい情報提供を積極的に進めます。特に、高齢者や障害者、外国人、子どもたちの情報格差^{*}を無くすため、情報のバリアフリー化^{*}、アクセシビリティ^{*}の向上に努めます。

市民とともにまちづくりを進めていくためには、広く市民に対して意見を聴取する機会を設けることが必要です。本市では、さまざまな機会に市民アンケートやパブリックコメント^{*}を実施し、市の取り組みに対する意見や満足度などの把握に努めています。今後も、市民への説明責任を果たし、市民と行政の信頼関係を深めることにより、公正で透明性のある市政を推進します。

予定計画事業

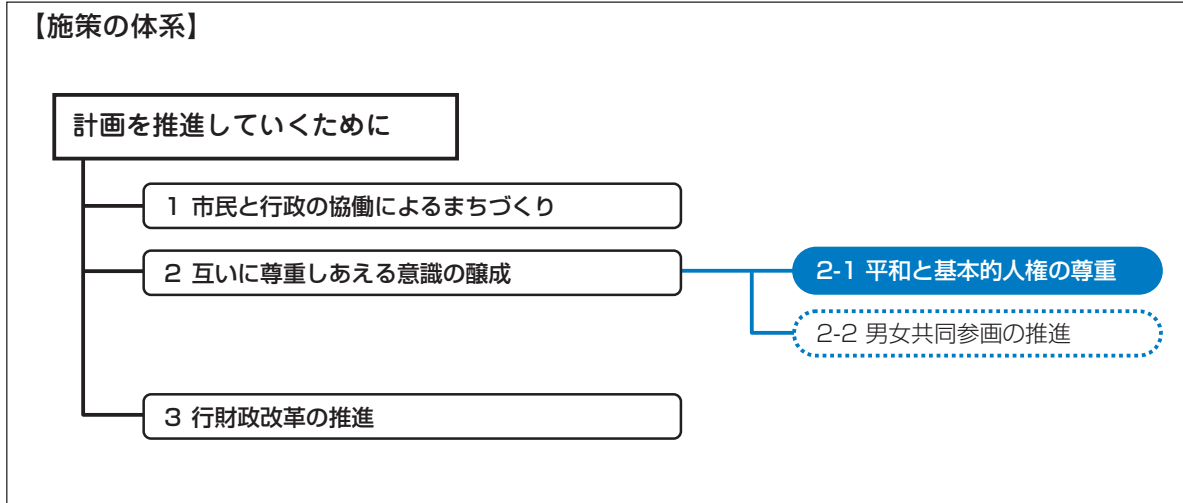
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民対話の機会づくり	推進				

基本的な施策

互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業

平和と基本的人権の尊重



平和で、すべての市民が個人として尊重されるまちの実現は市政の基本です。本市は昭和59年に「東久留米市平和都市宣言」をし、恒久平和の実現を願って、平和意識の醸成に向けた市民参加型の施策を実施してきました。

終戦から65年が過ぎ、市民の多くは戦争を直接体験していない世代となりましたが、世界の各地では、今もなお紛争が絶えることがありません。戦争の記憶を風化させることなく、世代から世代へと受け継ぎ、平和の尊さや意義を確認し、「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、市民の平和に対する意識の醸成を図ります。

本市ではすべての人が互いに人権を尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を進めています。基本的人権はすべての人が生まれながらに持っている権利です。性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わりなく、だれもが自分らしく生きられる社会の構築が必要です。しかしながら、人権問題は、いまだ社会のなかにさまざまな形で存在しています。今後も、国や都と連携しながら、人権教育や啓発活動を積極的に推進します。

現在、全国的に児童虐待^{*}、配偶者からの暴力に関する相談件数が急増しています。また、隠れた被害者が多いと思われる高齢者の虐待事例も増加の傾向にあります。本市では、市民の協力と地域福祉関係者との連携のもと、これらの早期発見と迅速な対応に努めるとともに、虐待、暴力は重大な人権侵害と捉え、これを許さない地域社会の構築をめざします。

国際化の進展により、身近な地域で生活する外国人が増え、お互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくことが求められています。市内に居住、通勤、通学する外国人との交流や相互理解を深めるとともに、外国人が安心して市民生活を送れるためのまちづくりを進めます。

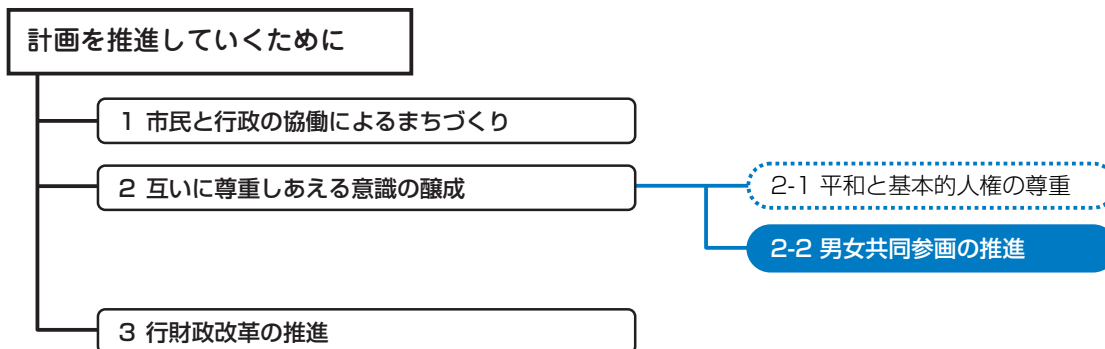
関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度

互いに尊重しあえる意識の醸成

男女共同参画の推進

【施策の体系】



我が国における男女共同参画社会^{*}の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取り組みとも連動しながら進められてきました。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、少子高齢化^{*}の進展、国内経済活動の成熟化などの社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題とされています。本市では、平成12年10月に「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行い、具体的な施策に取り組んできました。今後もその理念及び男女共同参画社会基本法に基づき、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性と女性が互いに尊重しあい、仕事や個人の生活、地域での活動を両立できるような、より多様性に富んだ社会の実現のため、市民、事業者、行政の協働^{*}による取り組みを推進します。

男性と女性がともに、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家事や育児、地域との関わりなどがあってこそ、生きがい、喜びは生まれてきます。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*}は、市民一人ひとりが充実した生活を送れる社会の実現のために必要なものであり、本市では、市民や事業者に対し、柔軟で多様な働き方を可能にするための支援を行っています。

関連する個別計画等

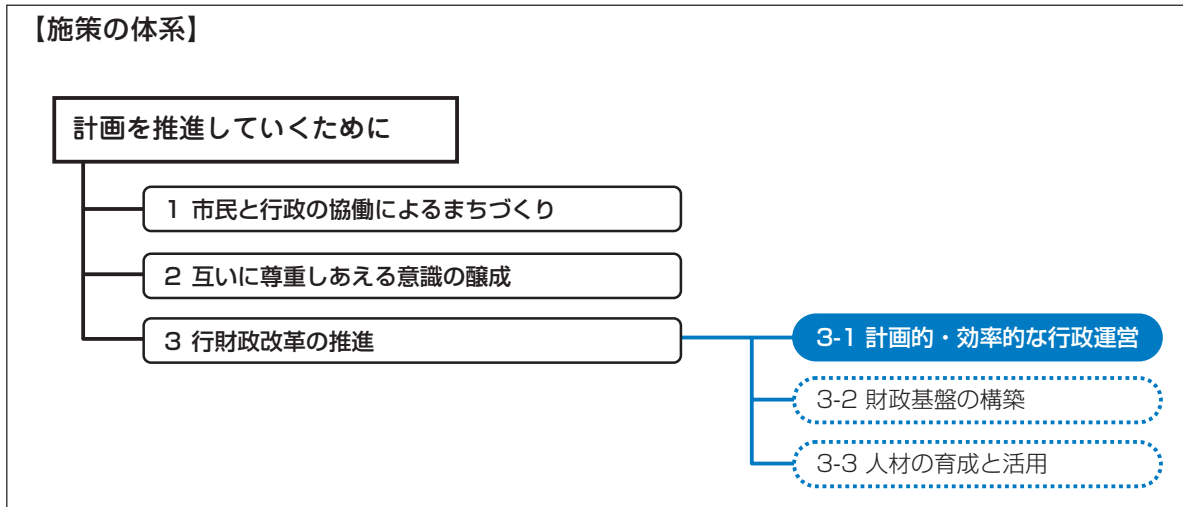
計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度

基本的な施策

行財政改革の推進

基本的な事業

計画的・効率的な行政運営



市民サービスの維持・向上を図り、計画的・効率的な行政運営を進めていくためには、選択と集中により、限りある財源、職員などの資源の最適配分に努めるとともに、市民に対しては、行政活動を総覧できるよう情報提供の充実に努めます。政策の実現に向けた各施策、事務事業の優先度を押し量るには総合的な情報開示が必要なことから、行政評価制度^{*}のより効率的な活用を図ります。また、行政資源の最適配分に向けては、市民、市議会、行政が、その選択のプロセスや情報を共有しながら合意形成に努めるとともに、行政と民間の守備範囲を明確にするため、行政が担うべき役割の重点化を進め、より効率的な行政サービスの提供へとつなげていきます。

公共サービスの民営化、外部化を推進するなかで、引き続き、最小の職員数で最大の効果を挙げる職員体制をめざし、自治体としての体質強化を図ります。また、地方分権下における受け皿として、市に移譲される事務を含め、広域的な地域連携による対応を検討します。

今後の情報化推進にあたっては、新しい情報通信技術の活用により、情報システムの最適化を進めるとともに、情報セキュリティ^{*}の徹底、市民の利便性の向上を図ります。

市民の生活を支える公共施設の老朽化が進むなか、施設の長寿命化、省エネルギー化をめざし、維持補修や改修などの保全を適切に進めていきます。

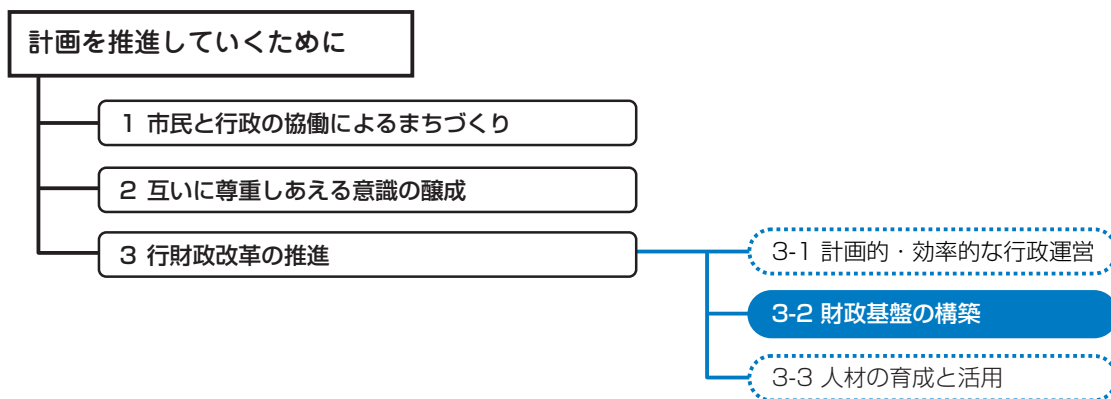
関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第4次行財政改革基本方針・ 行財政改革アクションプラン	平成23年度～平成27年度
東久留米市第4期定員管理計画	平成23年度～平成27年度

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行財政改革の推進	推進				
公共施設の維持管理	検討・実施				

【施策の体系】



本市が、将来にわたって自主・自立した行財政運営を行い、質の高い行政サービスを提供していくためには、歳出の抑制と合わせ、安定した歳入の確保により歳入歳出のバランスを保つとともに、行財政改革の取り組みをさらに強化し、財政基盤を強固にしていくことが不可欠です。

本市の税収構造は、法人関連税収が少なく、個人市民税に依存していることから、担税世代の減少にともなって税収減が予想されるなか、安定的な税収の確保が求められています。今後、少子高齢化^{*}の進展を背景とした社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化による改修費などの増加が見込まれるため、財政の硬直化がさらに進むと予測されます。そのため、より一層安定した財政基盤づくりに取り組みます。

恒常的な財源の確保策として、公共サービスを利用する人とならない人との負担の公平性と、自主財源^{*}を確保するため、受益と負担の適正化に取り組むとともに、一般会計^{*}から独立採算制を原則とする特別会計^{*}への財源補てんのあり方について、絶えず検討していきます。

また、平成21年度に取りまとめられた「新たな産業のあり方に関する調査報告書」を受け、企業情報の収集やニーズ把握などに努め、新たな産業を誘導し、法人市民税をはじめとする市税などの増収を図ります。

地方債^{*}の活用にあたっては、将来に過度な負担を残さない運用に努めます。

予定計画事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新たな企業等誘導	検討・協議				

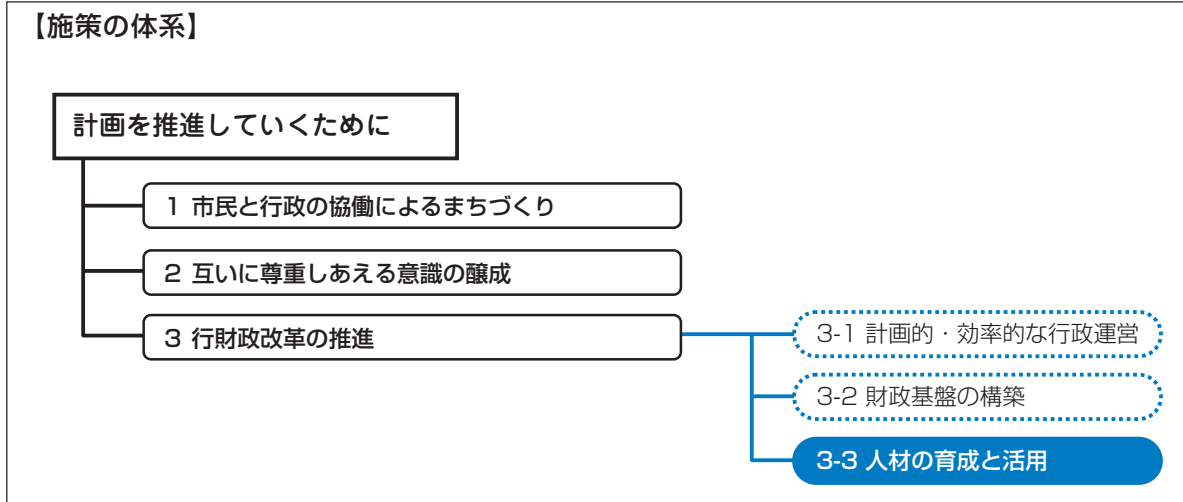
基本的な施策

行財政改革の推進

基本的な事業

人材の育成と活用

【施策の体系】



市民ニーズがますます多様化し、地方分権の推進や社会状況が変化するなかで、地域の特性や市民ニーズを的確に把握し、専門的な知識をもって、さまざまな地域の課題解決と地域貢献に取り組む行政職員（人材）が求められています。職員一人ひとりが公務を担うプロとしての意識を持ち、市民視点と経営センスを併せ持った職員を育成していくことが重要な課題となっています。

また、市民サービスを提供する能力だけでなく、市民と協働^{*}してまちづくりを進めていくコミュニケーション能力や意見の合意形成を図るコーディネート能力、相互理解をサポートするファシリテーション^{*}能力もそれぞれの立場や経験に応じて身につけていくことが必要です。

限られた人材を有効に活用して、次代の人材を育て健全な行政運営ができる環境を継続していくために、東京都市町村職員研修所などをはじめ、市独自で実施する研修や外部の研修機関・職場内研修を通じて、職務遂行能力の育成や、職務に応じた実践能力、専門能力の強化を図り、職員の資質向上に努めます。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市職員人材育成基本方針	平成21年3月から